

様式9 (例1) 75頁の届出中、20.6.16の事例をもとに算出した。

## 準 則 計 算 表

単一業種の場合	
中分類業種	分析機器製造業
細分類番号	2735
$\gamma$ :	0.65
$\alpha$ :	1.2

(1) 生産施設 (単一業種)  $P \leq \gamma \left( S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$

$P$	=500	
$S$	=27,325	$\gamma \left( S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$
$P_0$	=3,820	
$P_1$	=770-98-600-400 =-328	=0.65 $\left( 27,325 - \frac{3,820}{0.65 \times 1.2} \right) - (-328)$
		=0.65 (27,325-4,897.4) +328
		=14,577.94+328
		=14,905.94 (少数点以下切り捨て)
		=14,905

500 ≤ 14,905 であるから適している。

(2) 緑地 (単一業種)  $G \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$

$G$	=280	$\frac{P}{\gamma} \left( 0.15 - \frac{G_0}{S} \right) = \frac{500}{0.65} \left( 0.15 - \frac{1,126}{27,325} \right)$
$P$	=500	
$G_0$	=1,126	=769.2 × (0.15 - 0.04121)
$S$	=27,325	=769.2 × 0.10879
		=83.6812
		=84

280 ≥ 84 であるから適している。  
 $G_0$  算入面積 = 280 - 84 = 196  
 次回  $G_0$  = 1,126 + 196 = 1,322

(3) 環境施設 (単一業種)  $E \geq \frac{P}{\gamma} \left( 0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$

$E$	=480	$\frac{P}{\gamma} \left( 0.2 - \frac{E_0}{S} \right) = \frac{500}{0.65} \left( 0.2 - \frac{1,662}{27,325} \right)$
$P$	=500	
$E_0$	=1,662	=769.2 × (0.2 - 0.06082)
$S$	=27,325	=769.2 × 0.13918
		=107.0572
		=108

480 ≥ 108 であるから適している。  
 $E_0$  算入面積 = 480 - 108 = 372  
 次回  $E_0$  = 1,662 + 372 = 2,034

備考 1 以上の準則計算の計算式の数値(「0.15」「0.2」)(緑地面積率15%、環境施設面積率20%)は、八王子市工場立地法地域準則条例で定める工業、準工業の工業系地域に立地する特定工場に適用する数値を使用している。

なお、工業専用地域に立地する特定工場については、上記の式の「0.15」を「0.1」に、「0.2」を「0.15」(緑地面積率10%、環境施設面積率15%)に変えて計算すること。

また、工業系以外の地域に立地する特定工場については、工場立地に関する準則に定めるとおり、上記の式の「0.15」を「0.2」に、「0.2」を「0.25」(緑地面積率20%、環境施設面積率25%)に変えて計算すること。

2 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号(4ケタ)を記載すること。

3 2以上の業種に属する特定工場等の場合には各業種毎の生産施設面積を $\gamma$ 、 $\alpha$ の値別に整理したもの(兼業調書(様式8))を記載すること。

4 計算は小数点第6位を四捨五入すること。

5 準則計算推移表(様式10)を添付すること。